

平成30年度

北多摩北部地域保健医療協議会  
地域医療システム化推進部会

会 議 録

平成31年2月27日  
多摩小平保健所



1 開催日時 平成31年2月27日(水曜日)  
午後1時15分から午後2時45分まで

2 会場 多摩小平保健所 2階 大会議室

3 北多摩北部地域保健医療協議会 地域医療システム化推進部会委員

氏名	現職
奥村 秀	一般社団法人小平市医師会長
黒田 克也	公益社団法人東村山市医師会長
平野 功	一般社団法人清瀬市医師会長
石橋 幸滋	一般社団法人東久留米市医師会長
指田 純	一般社団法人西東京市医師会長
多賀谷 守	公益社団法人東京都小平市歯科医師会長
北村 晃	一般社団法人東京都東久留米市歯科医師会長
浅野 幸弘	公益社団法人西東京市歯科医師会長
上西 紀夫	公立昭和病院長
松本 潤	公益財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター院長
高崎 剛彦	東京消防庁東村山消防署長
望月 正敏	公募委員
篠宮 智己	小平市健康・保険担当部長
山口 俊英	東村山市健康福祉部長
八巻 浩孝	清瀬市健康福祉部長
内野 寛香	東久留米市福祉保健部長
青柳 元久	西東京市健康福祉部ささえあい・健康づくり担当部長
山下 公平	東京都多摩小平保健所長

北多摩北部地域保健医療協議会長

手島 陸久	日本社会事業大学元教授
-------	-------------

(敬称略)

#### 4 欠席委員

- ・黒田委員
- ・上西委員
- ・望月委員
- ・篠宮委員
- ・山口（俊）委員
- ・内野委員

#### 5 代理委員

- ・東京消防庁東村山消防署 石川救急係長（高崎委員代理）
- ・西東京市健康福祉部 安達事業調整係長（青柳委員代理）

#### 6 出席保健所職員

- ・井上企画調整課長
- ・福田生活環境安全課長
- ・桑波田保健対策課長
- ・田村歯科保健担当課長
- ・筒井地域保健推進担当課長

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 所長挨拶

### 3 委員及び保健所幹部職員紹介

### 4 部会長選出

### 5 議 事

#### (1) 地域保健医療推進プランについて

#### (2) 地域医療連携について

ア 脳卒中医療連携推進事業の取組

イ 糖尿病医療連携推進事業の取組

#### (3) 多摩小平保健所管内における災害時対策の取組状況と課題について

ア 北多摩北部保健医療圏災害医療図上訓練について（平成31年2月3日実施）

イ 西日本豪雨（平成30年7月豪雨）災害派遣報告

#### (4) 医療安全推進事業について（地域医療安全推進分科会）

#### (5) 情報提供

ア 平成30年度北多摩北部保健医療圏歯科保健推進会議

イ 東京都受動喫煙防止条例について

#### (6) その他

### 5 閉 会

開会：午後1時15分

【田村歯科保健担当課長】 定刻となりましたので、ただ今より、平成30年度北多摩北部地域保健医療協議会地域医療システム化推進部会を開催いたします。

議事までの間、司会進行を務めさせていただきます、私は多摩小平保健所歯科保健担当課長の田村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、多摩小平保健所長、山下より御挨拶申し上げます。

【山下多摩小平保健所長】 皆様、こんにちは。多摩小平保健所長の山下でございます。本日は年度末を控えて大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から北多摩北部地域保健医療協議会の運営並びに保健所業務への御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

この地域医療システム化推進部会でございますが、北多摩北部地域保健医療協議会の部会の一つとして、切れ目のない保健医療と医療安全対策の推進を図っていきます。災害時保健医療対策も本部会の所掌事項でございます。また、生涯を通じた健康づくりの推進のうち、歯と口腔の健康づくりも本部会で推進してまいります。

本日でございますが、皆様方に御協力いただきまして出来上がりました新しい推進プラン、平成30年度から6年間を計画期間としておりますが、この新しい推進プランができて初めての部会の開催ということでございます。推進プラン初年度の各分野の進捗状況につきまして御報告させていただきます。

地域医療連携につきましては、脳卒中並びに糖尿病の両医療連携推進事業の取組を御報告申し上げます。災害時対策につきましては、先日の図上訓練の御報告に加えまして、昨年夏の西日本豪雨災害で、東京都からも西日本のほうに支援の職員派遣を行っておりますので、その経験についても御報告させていただきたいと思っております。

この外、医療安全支援センターの事業実績、先日開催されました歯科保健推進会議、一部、施行が始まっております東京都受動喫煙防止条例につきましても情報提供させていただきたいと思っております。

内容的に盛りだくさんになっておりまして、限られた時間ではございますが、委員の皆様からは忌憚のない御意見をいただければと思っております。

簡単ではございますが、部会開会にあたりまして、私からの御挨拶とさせていただきます

す。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 ありがとうございます。

次に、次第の3、委員及び保健所幹部職員の紹介に入らせていただきます。紹介させていただきますけれども、委員の皆様には着座のままをお願いできればと思います。

それでは、机前にお配りしました座席表と出席者名簿を御覧いただければと思います。

まず、窓側の事務局側から御紹介いたします。

清瀬市医師会長、平野委員でございます。

【平野委員】 平野でございます。よろしくお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 東久留米市医師会長、石橋委員でございます。

【石橋委員】 石橋です。よろしくお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 西東京市医師会長、指田委員でございます。

【指田委員】 指田でございます。よろしくお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 小平市歯科医師会長、多賀谷委員でございます。

【多賀谷委員】 多賀谷です。よろしくお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 東久留米市歯科医師会長、北村委員でございます。

【北村委員】 北村です。よろしくお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 本日は、協議会会長で日本社会事業大学元教授の手島会長にも御出席いただいております。

【手島委員】 手島です。よろしくお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 小平市医師会長、奥村委員でございます。

【奥村委員】 奥村です。よろしくお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 西東京市歯科医師会長、浅野委員でございます。

【浅野委員】 浅野です。よろしくお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 多摩北部医療センター院長、松本委員でございます。

【松本委員】 松本です。よろしくお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 東村山消防署長、高崎委員の代理で石川救急係長でございます。

【高崎委員代理（石川）】 石川でございます。よろしくお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 清瀬市健康福祉部長、八巻委員でございます。

【八巻委員】 八巻でございます。よろしくお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 西東京市健康福祉部ささえあい・健康づくり担当部長、青柳委員の代理で安達事業調整係長でございます。

【青柳委員代理（安達）】 安達でございます。よろしくお願いたします。

【田村歯科保健担当課長】 多摩小平保健所長、山下委員でございます。

【山下委員】 改めまして山下でございます。よろしくお願いたします。

【田村歯科保健担当課長】 なお、東村山市医師会長の黒田委員、公立昭和病院院長の上西委員、公募委員の望月委員、小平市健康・保険担当部長の篠宮委員、東村山市健康福祉部長の山口委員、東久留米市福祉保健部長の内野委員でございますけれども、所用のため、本日は欠席の御連絡をいただいております。

引き続きまして、保健所幹部職員の紹介をさせていただきます。

企画調整課長の井上でございます。

【井上企画調整課長】 井上です。

【田村歯科保健担当課長】 生活環境安全課長の福田でございます。

【福田生活環境安全課長】 福田です。よろしくお願いたします。

【田村歯科保健担当課長】 保健対策課長の桑波田でございます。

【桑波田保健対策課長】 桑波田です。よろしくお願いたします。

【田村歯科保健担当課長】 地域保健推進担当課長の筒井でございます。

【筒井地域保健推進担当課長】 筒井です。よろしくお願いたします。

【田村歯科保健担当課長】 紹介は以上になります。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

座席表、出席者名簿のほかに、ダブルクリップで留めましたA4判の資料をお配りしております。会議次第のほか、資料1から資料14まで御用意させていただいております。また、このほかに北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プランの冊子（会議用）も机上に配付させていただいております。

御確認をお願いいたします。不足等はございませんか。

本日の会議録及び会議資料につきましては、協議会設置要綱によりまして、原則公開とされてございます。会議録は後日、ホームページに掲載いたします。

また、記録、広報用に会議中に写真を何枚か撮影させていただきますので、併せて御了承いただければと思います。

続きまして、次第の4に移ります。部会長の選出をお願いしたいと思います。



これまでシステム化推進部会につきましては、東村山市医師会の久保会長に部会長をお願いしておりましたが、昨年6月に会長を交代ということで委員の異動がありました。現在は、地域医療システム化推進部会の部会長が空席となっております。

資料2にあります「地域保健医療協議会設置要綱」第7の3の規定によりますと、部会長は、部会の委員の互選により定めることになっております。どなたか部会長の御推薦はございませんか。

奥村委員、お願いします。

【奥村委員】 本部会の委員でもあります東久留米市医師会会長の石橋先生を推薦させていただきたいと思っております。

【田村歯科保健担当課長】 ただ今、石橋委員を推薦する御意見がありましたけれども、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり・拍手)

【田村歯科保健担当課長】 御了解が得られましたので、地域医療システム化推進部会の部会長は石橋委員にお願いしたいと思います。

石橋委員、部会長席へ移動をお願いいたします。

(石橋委員、部会長席へ移動)

【田村歯科保健担当課長】 それでは、石橋部会長より、御挨拶をいただければと思います。

【石橋部会長】 ただ今部会長に御推薦いただきました東久留米市医師会の石橋と申します。

日頃より、皆様方にはいろいろお世話になっておりますし、また、地域医療システム化推進部会というのは非常に重要な部会と認識しておりますので、皆様の御協力をいただきながら、円滑に議事を進めていければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 それでは、ここからの進行は石橋部会長にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【石橋部会長】 それでは、始めさせていただきますと思います。本日は議題がたくさんございますので、早速、議事に入っていきたいと思います。

まず、議事(1)「地域保健医療推進プランについて」事務局より説明をお願いいたします。

【井上企画調整課長】 よろしくお願ひいたします。資料3、資料4、資料5を併せて説明させていただきます。

資料3になりますけれども、北多摩北部地域保健医療推進プランの推進方法についてまとめているものです。

左の囲った部分について御覧いただきたいと思ひます。この協議会のもとに3つの部会、本日はこの中の右に記載しております地域医療システム化推進部会となりますが、この部会におきまして、個別プランの取組状況の把握、重点プランの進行管理、一番下にあります先進事例等の報告、こうしたものを行ってまいります。

最初に、一番上の個別プランの取組状況の把握について御説明いたします。個別プランは33項目ございます。そのプランにつきまして、現状、課題、成果、保健医療の指標の達成状況を各部会で把握いたしまして、目標の達成に向け協議をいたします。また、その下に※で記載しているのですけれども、初年度（平成30年度）、今年度ですけれども、そして、中間評価の平成32年度、最終評価の平成35年度、この3つの年度につきましては33項目の全項目の状況を把握いたしまして、その外の年度につきましては、重点プランと共通項目、これを合わせますと19項目ございます。これを把握することとしております。

次に、重点プランの進行管理についてです。重点プランにつきましては、7項目ございます。各部会で目標の達成に向け協議をいたします。さらには、各実施主体における先進事例や連携、協働による好事例を報告していただきまして、各部会や協議会で御紹介していきたいと考えております。

右に目を移してください。平成32年度の中間評価の年です。この年には、各取組、指標の達成状況を評価いたしまして、次期計画に向けた課題を明確にいたします。これを基に、平成35年度の次期計画の改定に反映させていきたいと考えております。

続きまして、資料4を御覧ください。こちらは協議会のもと、3つの部会が所掌する事項について整理しているものでございます。一番右側、本日の部会の所掌事項を御覧いただければと思ひます。

資料5につきましては、今御覧いただいた資料4を詳細に記載したものでございます。表の一番左に項目がございますが、その次に各項目にあわせてプラン名が記載されております。そして、共通項目と重点プランについて、印を表示しております。また、所掌部会につきましては●で記載しております。それぞれのプランの指標を、どういう方向性に持

っていくのか、目標値、この指標をどのように把握していくのかといった内容について整理しておりまして、右端には各市に取組状況シートを作成していただき、把握させていただく項目について★で記載しております。

1枚おめくりいただきますと、一番下に各部会が所掌いたします項目数を記載しております。地域医療システム化推進部会につきましては、11項目となっております。詳細は、歯科保健担当課長の田村より御説明いたします。

以上です。

【田村歯科保健担当課長】 詳細について、資料6と資料7を私から説明させていただきます。

資料6ですけれども、取組状況シートになります。

はじめに、歯と口腔の健康づくりということで、共通項目であるライフステージに沿った歯と口腔の健康づくりの推進を挙げております。指標としましては、1つ目として12歳児の虫歯のない者の割合を70%以上、また、3歳児の虫歯のない者の割合を90%以上と示しておりまして、各市の2017年度の現状の数字を挙げております。12歳児についてはまだ達成しておりませんが、3歳児に関しては既に達成している市があるという状況になっております。保健所としては、ライフステージに沿った健康づくりの推進ということで、会議でしたり、研修会等を実施している状況になっております。

次が、歯と口腔の健康づくりの障害者歯科保健医療の支援というところで、指標としましては歯ッピー大会の開催を挙げております。歯ッピー大会は、障害者の方々の取組を支援するために表彰を行う事業となっております。圏域全市で開催することを目標として、2017年度は東村山市、2018年度は西東京市で開催しております。来年度は東久留米市での開催を予定しているところになります。

次に、疾病別保健医療体制ということで、がんを挙げております。指標としましては、がんの年齢調整死亡率を下げるという形にしております。管内の市の2016年度の数字を挙げております。清瀬市が少し高い状況ではありますけれども、現状はこういった数字となっております。保健所としましては情報ルームを使って企画展示等でPRをしております。

次が、脳卒中になります。指標につきましては、脳卒中の年齢調整死亡率を下げるというところを挙げておりまして、各市の現状を記載しております。保健所としましては、脳卒中医療連携推進事業という取組を行っておりますので、詳細につきましては、この後の

議事の中で説明していきたいと思っております。

次が、糖尿病になります。糖尿病につきましては、糖尿病の地域連携登録医療機関数を増やすということを目標に挙げております。そして、現状の2018年度の各市における登録医療機関数を挙げさせていただいております。糖尿病につきましては、糖尿病医療連携推進事業を医師会に委託して実施しておりますので、こちらにつきましてもこの後の議事で詳細を説明していきたいと思っております。

次が、救急医療・小児救急医療提供体制の充実です。指標としましては、救急医療等に関する普及啓発を充実させるということで、保健所では#7119であったり、#8000という番号を周知するために、FM西東京や暮らしの新聞等へ情報を掲載してPRしています。

次に、在宅療養支援体制の推進になります。指標に関しましては、入退院時の連携を充実させると挙げておりまして、各市の現状の取組を載せております。現状、在宅については、各市が盛んに取組をしていただいている状況になっているかと思っております。

次に、医療安全支援センター事業の推進になります。こちらは医療安全に関する研修及び情報提供を充実させることを目標としております。保健所では、患者の声相談窓口を開設しておりますので、その内容については議事（4）のところで詳しく述べさせていただきます。と思っております。

次に、医療機関における医療安全確保対策の推進になります。こちらは、医療安全確保に向けた効率的な監視指導を充実させるとしております。保健所での取組としましては、新規開設医療機関実査時に指導等を行っておりますし、また、有床診療所立入検査も計画的に実施している状況になっております。

次は、災害時医療連携体制の充実です。保健医療の指標としましては、訓練または研修会等の実施を充実させるとしております。こちらに関しては、今年度2月3日に東京都災害医療図上訓練に各市の方々に参加されておりますので、詳細については議事（3）の部分で述べたいと思っております。

次が、災害時保健活動の体制強化になります。指標としましては、個別支援計画の策定として把握した対象者全員の計画策定を目標としております。保健所での取組としましては、西日本豪雨災害における職員の派遣ということで、この後の議事（3）で報告いたしますし、また、保健所としましては、災害時活動マニュアルの初動期編を改定している状況がございます。

資料6については以上になります。

続きまして、資料7を御覧ください。先進事例報告シートということで、各関係団体から資料としてデータを挙げていただいております。

歯と口腔の健康づくりについては主に歯ッピー大会について、がんに関しましては多摩北部医療センターでの取組、脳卒中に関してはt-P A治療や脳血管治療に関する取組を多摩北部医療センターから挙げていただいておりますし、糖尿病に関しましては各市医師会で行っております糖尿病性腎症重症化予防プログラムの内容を主に挙げさせていただいております。また、救急医療に関しましては、多摩北部医療センターでの取組を載せておりますし、在宅療養支援体制に関しましては、主に入退院時の連携についての具体的な取組を載せております。

次が、医療安全確保対策に関する取組ですけれども、こちらは多摩北部医療センターでのヒヤリ・ハットなどの検証、情報共有を事例として挙げております。

5ページ目が、災害時医療連携体制の充実ということで、訓練または研修会の実施内容について、各市で行われている内容が載っている状況になっております。

簡単ですが、資料については以上になります。

**【石橋部会長】** ただ今、事務局から推進プランの推進方法や部会の所掌項目のほか、個別プランの取組状況、先進事例等について報告をいただきました。

この件につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

何かございませんか。よろしいですか。

私から一つだけよろしいでしょうか。保健医療推進プランのところですが、第1章第2節2の医療提供体制の在宅療養支援体制の推進ということで、入退院時の連携を充実させるという目標を立て、各市で様々な取組をされておりますけれども、入退院時の連携を充実させるというところの報告をしていただいている項目以外にも、各市で取り組まれていることがいろいろあるかと思えます。アンケートをとるときの聞き方としては、「入退院時の連携を充実させていることがありますか」という聞き方になっているのですか。

**【田村歯科保健担当課長】** 取組状況シートに関しましては、基本的には各市にこの中を埋めていただくという形で提示しておりますので、一個一個詳細に聞いているというより、各市である程度自由に記載していただく部分もございます。そういう意味では、指標としては挙げてはいますが、取組状況に関しては入退院時の連携以外の部分も入ってきていると思っております。

【石橋部会長】 入退院時の連携を充実させるというのを評価する項目が、なかなか難しいと思ったのですけれども。

【田村歯科保健担当課長】 現状としては、以前、在宅療養の支援ということで、地域連携情報シート等を作り、取組を推進させるための取組は行ってきたというところがございますので、そういったシートを使っていたらと認識しております。

【石橋部会長】 そうですね。今行っている入退院シートが、どれくらい取り組まれているかという一つの大きな指標になると思いますけれども、できればもう少し具体的な指標が挙がっていくと良いと思います。

どうぞ。

【奥村委員】 関連ですけれども、今日は上西委員がいらしておりませんが、例えば、各病院が病院内での末期のがんの治療は終了したあと、在宅で行っていただくという退院時の連携のことですけれども、DPCの関係上、退院調整を早くしなくてはならない。とあって、1週間単位程度でケアマネジャーに次を決めなくてはならないと言われても、ケアマネジャーの時間のスパンは二、三週間ということでなかなか一致しないところがあります。そういうところを受ける市外の在宅専門の医療機関というのですか、在宅専門医の方が小平市内に入ってきて、それをどんどん受けるということで、地元の在宅の先生のところにはなかなか戻ってきてもらえないということがあります。それで、こういうアンケートのときに、どのぐらい地元に戻しているのか、どのような在宅医療機関に戻しているのかなど、小平市医師会の理事会でも、ある在宅専門の方が入会するというところだったので、ほかの理事の先生方から、在宅で診てもらっていた患者さんが自分のところへ戻ってきたのだけれども、その処方内容を見て、高齢で末期の方にこれだけの量の薬を出しているなどの問題があったのです。

そういうことで、病院側は早く出さなくてはならない。でも、受入れ側としてみればある程度時間が必要だということで、少しギャップが出てきているのです。ですから、そういう問題点も取り入れていただいて、もう少し具体的なアンケート調査をしていただいて、病院が抱える問題は早く出したい、受入れ側としてはもう少し時間をいただきたいという問題をどうにかできないのでしょうか。

平野先生も石橋先生も専門でいらっしゃいますけれども、松本先生の病院では、どうでしょうか。在宅医療に送る場合、例えば10日以内に決めなくてはならない、退院調整をしなくてはならないという問題点はありますか。

【松本委員】 それはありますけれども、今は在宅で受けてくれるところを探すのが結構大変ですので、もともとのところに帰すというよりも、受けてくれるところを探すということが第一になっています。ですから、結果的には少し遠い医療機関等をお願いすることもありますが、紹介元の医療機関との調整が、うまく進んでいないところはあると思います。そこが課題ではないかと思えます。

【奥村委員】 そのあたりの、調整というか、お互い歩み寄ることができるのかということですね。

【石橋部会長】 具体的にどのようにしていくかに関しましては、当然、臨床の現場で検討しなくてはならない部分があるかと思えますけれども、こういう調査で、その実態がどうなるかということを確認することは必要かと思えます。患者が家に帰るのは良いのですが、その患者を、いわゆる地域の先生方が診ているのか、そうではないのか。そして、帰る希望を持っていたのだけれども、帰れず遠方に行ってしまったなど、そのような例がないかどうかを、抽出調査なり、全数調査はなかなか難しいと思うのですが、最近では地域完結型医療と言われておりますので、何らかの形の統計データとして出しているだけで、一つの検討材料になるのではと思っております。

【田村歯科保健担当課長】 御意見ありがとうございます。

推進プランにつきましては、今後中間評価や最終評価を行っていく中で、今の御意見についても改めて検討していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

【石橋部会長】 ほかに御質問、御意見はございますか。

どうぞ。

【松本委員】 重点項目や共通項目にはなっておりませんが、救急医療体制のことなのですが、昨今、話題になっている5月の10連休のときの医療体制、特に救急医療体制をどのようにするのかについては、行政でもかなり話題にしています。そこも含めて、暮れ正月の連休あるいはシルバーウィークの連休など、今後、連休が何年間もあると思うのですが、短い期間で5連休、長い期間ですと、暮れ正月だと7連休、8連休ぐらいになることもありますので、そういった長期の連休の際に、地域住民に、救急医療体制を中心として、どういう医療体制になっているかということをお知らせするとか、そのような取組は、この救急医療体制の中で行われるものなのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

【田村歯科保健担当課長】 保健所での取組というわけではありませんけれども、今回

の10連休に関しましては、国から各都道府県に対して医療機関の状況を確認するように通知が来ております。本庁では、2月中に全ての病院に関して、10連休の対応状況を調査しております。今、調査したところですので、この後、取りまとめを行いホームページ等で公開していきますので、そのときに周知をしていきたいと思っております。

【松本委員】 今後、例えば5日以上連休が続くときに、どういうふうに住民にそういう情報を提供していくのかなど、そういう仕組みみたいなものが、既にできていると考えてよろしいのでしょうか。

【田村歯科保健担当課長】 通常の年末年始であったり、ゴールデンウィークに関しましては、休日診療をする医療機関については各市で把握しておりまして、市の公報等に記載している状況になっているかと思えます。通常は、そういった体制がとられていると思っております。

【石橋部会長】 清瀬市の八巻部長。清瀬市としては、どのように対応されているのでしょうか。

【八巻委員】 実は、今日の朝、テレビで報道していたものですから、市として体制を組むのか、部として体制を組むのかについて副市長と話をしたところです。現在のところ、年末年始も最大9日休みのときがありまして、福祉保健部門では、それぞれ宿直から担当課長へ連絡が入り対応している状況もあります。また、病院につきましては、既に休日対応していただいております。

3月の議会で質問が出た場合は、例年の年末年始と同様の対応をしていくことで、今のところ回答する予定でおります。

以上です。

【石橋部会長】 各地区医師会に関しましては、地区医師会で取りまとめ、市と相談のうえ、市の公報に載せていただくという対応をしている状況ではございます。それで足りるかどうかについては、今回初めて5月のようなとんでもない連休になりますので、行ってみないと分かりませんが、実は東久留米市では3分の1の医療機関が30日、1日、2日の、いわゆる臨時に休みになる日は開くという回答をいただいております。開く医療機関が結構あると思います。そのときに休日対応にするのか、それとも普通の対応にするのかについては医療機関によって違いますので、その辺の詳細はまだ分かっておりませんが、休日診療は大体どこでも開かれると思いますし、それ以外に開いている医療機関が多少はあると聞いております。



【奥村委員】 行政から要請があった場合には休日診療対応ができるということだったのですけれども、それはまだ決まっていないのですか。各市から要請をいただければ、休日対応ということだったのですけれども。

【石橋部会長】 医師会で取りまとめて、市の公報に掲載されれば休日対応ということでした。ただし、中には休日対応ではなく開きたいとお考えのところもあるようでございます。休日対応ですと、投与日数も限られておりますし、受診される方は休日の費用が必要になります。平日対応であれば、いわゆる平日の保険ということになり、日数も、例えば30日なども可能になるということですので、これに関しましては医療機関ごとによりますので、おそらく市の公報に載るのは休日対応にされる医療機関のみということになるかと思えます。平日対応として開くときは、休日加算はとれないということになりますので、こちらに受診したら安く、こちらで受診したら高かったということがあり得るかもしれません。

よろしいでしょうか。

時間が長くなりましたが、次の議題に移らせていただきます。

議事の(2)「地域医療連携について」です。アの「脳卒中医療連携推進事業の取組」と、イの「糖尿病医療連携推進事業の取組」について、続けて事務局から説明をお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 資料8と資料9を御覧ください。

まず、資料8ですけれども、脳卒中医療連携推進事業の概要になっております。こちらの事業ですけれども、システム構築につきまして北多摩北部脳卒中ネットワーク委員会を設置しまして事業を行っております。今年度は、委員会の事務局を西東京市医師会に委託をして実施しております。昨年度までは東久留米市医師会が受託をして、石橋部会長が委員長でしたけれども、本年度は三輪先生が委員長という形で事業を進めております。ネットワーク委員会を年3回開催しております、最後の3回目は明日開催予定となっております。

2番目としては、救急隊と医師会、救急医療機関との交流会ということで、12月に31名の参加で実施しております。研修会としましては、急性期部会の開催で、1月に44名の参加で実施しております。回復期部会につきましては、2月22日に83名が参加した研修会となっております。

最後に都民公開講座ですけれども、2月9日に開催しまして106名の参加ということ

になっております。

脳卒中医療連携推進事業については、以上になります。

次が、資料9の糖尿病医療連携推進事業になります。こちらも脳卒中医療連携推進事業と同じように、ネットワーク委員会を設置しております。事務局につきましては東村山市医師会が受託をしまして、委員長には多摩北部医療センターの藤田医師が就任している状況になっております。ネットワーク委員会は、こちらも3回開催しております、3回目は3月に実施予定となっております。また、作業部会を1回、7月に実施しておりますけれども、こちらは今年度から糖尿病性腎症重症化予防に関する取組を行うことが新たに糖尿病の事業の中で追加されておりますので、糖尿病性腎症の重症化予防につきまして、各市の取組状況を意見交換している状況になっております。また、検討会を1回実施しております。

登録医療機関ですけれども、12月1日現在としまして、病院13、診療所が124、歯科診療所が35の全部で172医療機関が登録している状況です。

3番目が研修会です。12月に糖尿病性腎症の重症化予防をテーマとして開催しております。参加者が48名となっております。

最後に都民公開講座ですけれども、2月16日に同じように重症化予防をテーマとして開催しまして、参加者が133名という状況になっております。

資料につきましては以上になります。

**【石橋部会長】** ありがとうございます。

地域医療連携の取組につきまして、事務局から説明をいただきました。

脳卒中医療連携推進事業につきましては、今年度から西東京市医師会が御担当されておりますけれども、指田委員、何か補足することはございますか。

**【指田委員】** 特に追加することはありませんけれども、医師会等の関係団体に協力していただいて、予定通りの事業ができたと思っております。

**【石橋部会長】** ありがとうございます。

ただ今の糖尿病や脳卒中の医療連携事業に関しまして、御質問、御意見は何かございますか。

特にございませんか。

それでは、次に進みたいと思います。議事の(3)「災害時対策の取組状況と課題について」でございます。初めに、資料10「北多摩北部地域保健医療圏災害医療図上訓練」に

ついて、事務局から説明をお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 資料10を御覧いただければと思います。

北多摩北部保健医療圏災害医療図上訓練ということで、本年2月3日に公立昭和病院1階にあります北館ホールで開催しております。こちらにタイムテーブルを載せておりますけれども、挨拶の後、訓練の説明がありました。この訓練ですけれども、多摩直下の断層地震ということで、平日の9時に発災をしたという想定で実施しております。被害の確認につきましては、次のページの写真を御覧いただければと思います。各市それぞれのテーブルがありまして、そこで市の医師会の先生方や市の職員と一緒に被害確認ということで話し合っている状況になります。

被害確認の状況につきましては、地図上での可視化が行われておりまして、黒、白、赤、緑などのいろいろな色の駒がありますけれども、その数によって避難住民の数であったり、負傷住民の数を可視化して表しているという状況になっております。この被害確認を行った後、隣にありますようにホワイトボードに各地区の被害状況を記入していったという状況がございます。

被害確認の後につきましては、それぞれ現在の問題であったり、どういった状況かというところで、各市の中で情報共有をしていただいております。各所で、パソコン上でEMISに入力していただいていたのですが、資料の最初のところにありますように、11時ごろにEMISがダウンしてしまったという状況があります。当日は我々のところだけではなくて、他県などでもEMISを使った訓練をやっていたようで、おそらくサーバーに負荷がかかったせいかと思うのですが、EMISがダウンして入力できないというトラブルもありました。その後、救護所や避難所の設置について、場所はどこにするのか、順番はどういうふうにするのか、箇所数は幾つにするのかというところを各市の中で確認をしていったという状況があります。

昼食後、午前の振り返りがありました。これに関しましては、ファシリテーターが各市を回りそれぞれ5分程度で説明というところになっております。写真でいきますと、2枚めくっていただいて「午前の振り返り」と書いておりますけれども、東久留米市の状況です。石橋部会長も写っている写真ですけれども、ここで午前中にどういったことが話し合われたかというところを、ファシリテーターから聞いて、各市が情報共有をしたという状況になっております。

その後が避難所の把握というところで、発災後24時間経過した状況の中で、避難所A、

B、Cを設置しているという想定で、それぞれの避難所から情報を収集するという一方で、各市の担当の方が、避難所にいる担当から情報収集をしている様子が写真として写されているという状況です。その収集した情報を下の写真にありますように、避難所の状況というところで、それぞれホワイトボード上に記入していただいております。

その後に搬送のシミュレーションを行っております。その中で、連絡方法とか、必要様式の確認、移動手段の確保というところが行われまして、拠点病院のブースでは、こういった形で書類を広げながら搬送シミュレーションを一生懸命行っていたところを写真として出させていただいておりますし、何歳の方が、どこの病院に移ったということがホワイトボードに記入されているという状況になっております。

その後はDMA Tの派遣の検討であったり、拠点会議の準備、開催が行われております。拠点会議に関しましては、各市の中でこういったところで拠点会議を開くかということで、いつ、どこで、誰が、そして、内容をどうするかというところを話し合っただき、実際に拠点会議を模擬的に開いていただいたという状況になっております。写真は、東久留米市の状況について載せています。

拠点会議が終わった後に休憩を挟みまして、検討会という形になっております。こちらに関しましては、訓練内容を振り返り、課題や対策等を整理していただいたところで、各市それぞれ、どうだったかというところを振り返っていただいたのですが、今回の訓練につきましては、ファシリテーターも話しておりましたが、基本的にはうまくいかないことを体験するのが今回の訓練であるという話でしたので、うまくいかないことが訓練として体験できて良かったのではないかと考えております。

こちらの説明に関しては以上になりますけれども、今回参加していただいている委員の方々も、医師会、歯科医師会の先生方は当日参加されていたので非常に良く分かっていただいているかと思います。

以上になります。

**【石橋部会長】** ありがとうございます。

2月3日に行われました図上訓練についての報告でございます。私も、紹介いただいたように朝から参加しておりまして、午前10時から午後6時までという、なかなか長丁場で疲れる訓練だなと思いました。

おっしゃっていただいたように、各市の様々な問題点が明らかになった。また、問題点は分かっていたけれどもという部分もありますが、まだまだこれから作っていかねければ

いけない、準備していかななくてはいけない課題がたくさんあるということを認識した上で、幾つかのものにつきましては早々にできることがありますので、そういうものを行っていただければと考えました。

各市でもいろいろお気づきの点もあったかと思えますけれども、これにつきまして、御質問、御意見は何かございますか。

どうぞ。

**【指田委員】** 基本的なことで申し訳ないのですけれども、EMISがダウンして、これは結構大変なことだと思うのですが、昭和病院で行われた報告会だけ参加させていただいて、やはりEMISがかなり重要というか、それを使って連絡することが大事だという結論だったと思うのですけれども、今回、ほかでも使っていたからということですが、それに対して、今後、対策などを何か考えていかれるのでしょうか。大災害だったらお手上げということなののでしょうか。

**【田村歯科保健担当課長】** EMISが使えないことも想定した上で、また対策を考えていかななくてはいけないのではないかと考えております。

**【井上企画調整課長】** 東京都としましても、EMISが機能するかというのは非常に大きな問題で、これにつきましては今回もダウンという状況が生じまして、このままで大きな災害を迎えるわけにはいかないということがございますので、今後、検討をするということで、国にも意見を述べていくと聞いております。

**【指田委員】** ありがとうございます。

**【石橋部会長】** コーディネーターの方もおっしゃっていたのですけれども、ほかのところが実際のときに使ってもダウンしたということなので、負荷にかなり弱いということが分かっている。これについては、直すように検討はしているとおっしゃっていました。

ほかにはよろしいでしょうか。

時間もございますので、続きまして、資料11「西日本豪雨災害派遣報告」につきまして、説明をお願いいたします。

**【橋本課長代理】** 保健対策課の地域保健担当におります保健師の橋本と申します。報告させていただきます。

資料11を御覧ください。

下段のシート2に本日の報告内容を記載させていただきました。

シート3、4、5は、現地の西日本豪雨の派遣に行ったときの状況です。病院が浸水し

ていたり、家が流されていたり、シート5を見ていただきますと、皆さんが運動に使っている校庭などはごみ置き場になっているということがございます。

シート6を御覧いただきまして、西日本豪雨についてです。こちらは昨年6月末から前線と台風の影響で豪雨がございまして、下段に書きましたように死者200人を超える平成最大の水害となっております。災害体系からいたしますと、水害でするのである程度は回復が早いものとはされております。

1ページめくっていただきまして、私が派遣で伺った中身が書いてございます。広島県から災害救助法の派遣要請を受けまして、発災後10日目に広島県三原市の本郷生涯学習センターという避難所兼避難所救護所を持つところに伺っております。活動といたしましては、避難行動要支援者名簿に基づいて家庭訪問をして、健康相談を行っております。

シート8を御覧ください。広島県は280万の人口を持つ県です。7つの2次保健医療圏を持っておりまして、災害拠点病院は15病院持っていらっしゃいます。私の派遣先の三原市につきましては、近隣の世羅郡と尾道市を含む2次保健医療圏、約23万人の中に3つの災害拠点病院をお持ちで、シート8の右下にありますように病院がたくさんあるところなのですが、三原市にはそのうち三原赤十字病院と興生総合病院が災害拠点病院となっております。三原市の人口は9万5,000人、高齢化率は33.5%で、工業地帯や農村を持っているところです。

シート9を御覧ください。被害状況です。本郷地区は約4,000人が住んでいるところですが、沼田川が氾濫いたしまして、死者、負傷者が出ております。停電の復旧は11日目、給水復旧は17日目ということで、ライフラインへの影響も出ておりました。

シート10を御覧ください。私たちの保健活動以外に医療班の活動などもございます。保健医療福祉の支援者が活動を行った情報は、全て三原市の災害対策関係者会議、通称TACO会議、タコが名物ということでそれとかけたとおっしゃっておりました。この会議に報告を挙げさせていただいております。この会議の立上げがうまくいかない時期がございました。地域コーディネーターの興生総合病院の先生や災害学会のサポートチームがこの会議の立上げなどを御援助いただきました。保健所からもチームが支援に入っております。この会議では、災害処方箋の扱いや災害時の診療カルテの管理なども話題になりました。

シート11は、保健師の相談の活動結果です。チームを組んで5日間で約200人を訪問させていただいておりますが、自治会のつながりなどで要配慮者はかなりフォローされ

ていたという状況がございます。

中ほどにあるように、医療機器をつけた在宅の方はこの時点ではもういらっしゃらない状況でしたが、医療機関までの道路が遮断されて薬を取りにいけないなどの御意見が出ておりました。その後も過労などの症状が悪化していくことは予測されますが、今までの三原市の活動の強みを生かした体制が必要という時期になっておりました。

シート12を御覧ください。派遣を終えまして、平常時からの備えにつきまして幾つかまとめさせていただいています。自助と共助についてです。この中で医療に関することは、薬の備蓄が課題になっておりまして、道路、電気等が通らなくて交通網が途絶えたときに、得にくい薬であったり、精神薬のように一度にたくさん処方すると過量服薬等の問題が起こるようなお薬はなかなか備蓄が難しいというお話も伺いました。共助については、広島県は近隣住民のつながりが非常に強かったということがございましたので、そのあたりの課題は薄かったように思います。

シート13を御覧ください。避難行動要支援者名簿への掲載も課題がございました。平常時の自治体側の備えということでは、シートの右側に幾つか記載しましたが、各種手順書、訓練が必要ということがありました。上から3つ目のところでは活動拠点の手順書、EMISが入れられなかったという声もありました。救護所の運営手順につきましては、二重の施錠ができる場所がなく、カルテの保管ができなくて持ち歩いていたということもございました。このような活動をTACO会議のような会議に報告を上げていくのですが、そこから災害対策本部に上がるというのもなかなか難しく、そちらも課題があったと伺っております。

シート14を御覧ください。最後になりますが、発災いたしますと、多くの職種、関係者、外部支援者と協働で活動を進めていきます。中長期的な医療、健康管理が必要となります。その際は、日頃からの地域のつながりであるとか、資源であるとか、そこを生かして、応援も活用した対応が必要と考えております。

以上です。

**【石橋部会長】** 昨年夏の災害派遣の報告をしていただきましたけれども、御質問、御意見等はございますか。

どうぞ。

**【奥村委員】** 今の三原市ですが、そこでの薬局の役割や機能はどのようなものだったのでしょうか。小平市では、各薬局が薬の備蓄を担当することになっています。

【橋本課長代理】 三原市のTACO会議という関係者会議で報告されたことでは、医師会の隣にある薬局に薬を集約して、何が足りないというような災害処方箋に対して、そこから薬を出していくという体制を確立されておられました。ですが、災害処方箋に「マルサイ」と書くなど、いろいろな細かいことが周知されておらず、閉院された先生が救護所にいらっしゃって自分の患者を診察されるので、自分のカルテに記載しておくと言って処方箋が出てしまい、災害処方箋でのお薬が出せないということは起きておりましたが、体制は作っておりました。

【奥村委員】 例えば、お薬手帳みたいなものは機能しなかったのですか。

【橋本課長代理】 水害の際は、お薬手帳をお持ちいただくということは前提なのですが、お薬手帳だけでは処方できないので、一応、診察を受けるということで、救護所の先生がお薬手帳も参考にして、そこで処方箋を切って薬局に取りに行くということをされていましてし、配薬が間に合わなくて、薬剤師会の先生がローテーションを組んで救護所にお薬を運んだりもしておられました。

【奥村委員】 災害のときは、お薬手帳が処方箋のかわりになると薬剤師会から聞いているのですけれども、手帳だけ持っていてもお薬はもらえないのですか。

【橋本課長代理】 私が三原市に伺ったときには、かかりつけ医でなくても、救護所でも結構なので、診察を受けて災害処方箋を出してもらってきていただきたいということを薬剤師会の先生はおっしゃっていました。

【奥村委員】 あくまでも災害処方箋なのですね。

【橋本課長代理】 もちろん、浸水していない先生方のところは通常診療をされておられますので、そこは通常のことを続けておられました。

【石橋部会長】 北村委員、どうぞ。

【北村委員】 どうもありがとうございます。東久留米市歯科医師会の北村と申します。

今回、歯科医療の出番があったかどうか、分かれば教えていただきたい。阪神・淡路大震災は明け方だったので、入れ歯がなくて避難所で困ったという話がよくありますが、発生する時間により私たちの出番が変わってきて、いつも災害の絡みでも歯科は実際どうなのかというのが起きてみないと分からないところがありまして、分かる範囲でよろしいのですが、歯科医師会がどんな活躍をしていたのかなど、分かれば教えてください。

【橋本課長代理】 水害でしたので、三原市の中では水没した歯科医院はありませんでしたので、開業している先生のところに通える方は通えていたということです。



歯科医師会の先生が活躍されていたのは、シート4で、私たちは水を2リットル持って訪問するのですが、そのときに歯科医師会から御提供いただいた歯ブラシも一緒に持っていきまして口腔衛生の指導に使わせていただいたということがあります。また、道路が遮断されましたので、医師会長自ら自衛隊の方と一緒に遮断された地域に入っていかれて、そこでは膀胱炎で薬の処方をされる時に、食べ物がうまく咀嚼できなくなった問題を持ち帰りどうするかというお話はされておりましたが、歯科の先生が行かれたのかどうかまでは確認できておりません。すみません。

TACO会議という市がお持ちになった会議にその情報が上がってきて、翌日までに対策をとっていかうという体制は作られておりまして、必ず医師会、歯科医師会、薬剤師会の先生方も御参加いただいております。

【北村委員】 ありがとうございます。

【石橋部会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますか。

こういう災害の現場で、どのような経験をされたかということをお教えいただくことによって、我々も日頃の備えになるかと思えます。先ほどの図上訓練もそうでございますけれども、実際に起こると、想定とは違ったものが幾らでもあるわけです。まず訓練、そして対処の方法を考えておくことを繰り返していく必要があると思っております。

次は、議事の(4)「医療安全推進事業について」事務局から説明をお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 資料12を御覧いただければと思います。医療安全支援センターの事業実績になります。

医療安全支援センターでは、患者の声相談窓口を開設しておりまして、そちらについては、この後詳細に説明したいと思います。

連絡会と研修会、講演会を行っておりまして、内容としましては患者相談窓口の担当者連絡会を1回、医療安全推進担当者の連絡会を2回、それぞれ実施しております。また、研修会としては、担当者の研修会を2回実施していますし、西東京市医師会から依頼がありまして、講師として1回出ております。また、講演会としては、都民に対する講演会を1回開催しておりまして、今年は「薬との上手な付き合い方」をテーマに開催しております。地域医療安全推進分科会として、この中での御報告とさせていただきます。

次が、患者の声相談窓口の事業実績になります。平成30年度につきましては12月末時点の件数ですけれども、今年度は例年に比ばまして相談件数が増えている状況ですので、

最終的に3月末には、件数的には600件近くになると思っているところになります。

対象機関としては、多いところとしては、病院、診療所、歯科診療所がそれぞれ2割程度の状況になっております。

診療科目につきまして、一番多いのが今年度は歯科、次が内科、精神科となっております。歯科につきましては、昨年に比べまして今年度は相談件数が増えてきております。特に管内からだけではなく、他県であったり、区部であったり、そういったところからの電話も結構ある状況になっております。

相談種別ですけれども、相談や質問が約8割となって、不信や苦情が2割という状況です。

内容ですけれども、相談として多いのは医療機関を紹介してほしい、案内してほしいというところが一番多くなっております。次が、健康や病気に関する相談、そして、医療行為、医療内容に関する相談となります。苦情に関しまして一番多いのが、医療行為や医療内容、また、コミュニケーションに関することが多くなっております。

対応につきましては、主には対処方法の提案、助言、説明が多かったり、医療機関の案内が次に来ています。

7番の納得度ですけれども、こちらは電話対応をした者の主観になってしまうのですが、8割方納得したと感じていると判断しているような状況になります。

最後に、事例について幾つか挙げさせていただいております。1つ目は、無資格者による医療行為ですけれども、無資格者のレントゲン撮影に関する相談は、毎年必ずと言っていいほど、年に一、二件は入ってくる相談になります。無資格者については、立入調査で検査を行い、事実確認や、もし不適切な事例が見受けられた場合には指導等を実施している状況になっております。また、多いところとしましては3番目の診療報酬のところですが、自由診療について、特に最近、歯科の問合せや質問等が多い状況になっています。ここに載せているのは義歯についてですけれども、ほかにもインプラントや矯正治療に関する内容で同様の相談が来ております。自由診療につきましては、基本的には患者とドクターとの間の契約に基づくものになりますので、主治医とよく相談をしていただくこと、もしくは法律的な部分での相談がしたいということであれば、関連部署への問合せを勧めるという状況になっております。

簡単ですが、説明としては以上になります。

**【石橋部会長】** ありがとうございます。

医療安全支援センターの実績につきまして説明がありましたけれども、御質問、御意見は何かございますか。

よろしいですか。

引き続きまして、最後までございますけれども、議題5へ移りたいと思います。歯科保健推進会議につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【田村歯科保健担当課長】 資料13を御覧いただければと思います。こちらは先週の20日に開催しました会議の次第となっております。

歯科保健推進会議の中で話し合われた内容としましては、主に推進プランのことであったり、今年度の事業内容、また、大きなところでいいますと歯ッピー大会ということで、障害者の歯科保健を推進するために表彰を行っている事業の内容についてお話をさせていただいております。

各市及び各市歯科医師会の取組についてですけれども、主に健診についての取組がそれぞれ御報告されました。その際に話題になったこととしては、この会議の前々日あたりだったのですが、芸能人の方が口腔がん、舌がんを発表されたということで非常に話題になったところもあり、口腔がん検診についてはどうなのかといったところも話題になっております。

歯科については以上になります。

【石橋部会長】 ありがとうございます。

歯科医師会として、追加等は何かございますか。

よろしいですか。

歯科保健推進会議につきまして、御意見、御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

最後に、伊の「東京都受動喫煙防止条例」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【井上企画調整課長】 資料14を御覧ください。

受動喫煙対策につきましては、先週になりますけれども、2月22日に国から健康増進法の政省令が公布されたところでございます。健康増進法と東京都の受動喫煙防止条例を併せて理解していかなければいけないので難しいところがあるのですが、本日は都の受動喫煙防止条例を中心としながら、政省令等も踏まえながら御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の1枚目なのですがすけれども、都条例の目的について記載をしております。囲みにご  
ざいますけれども、都条例としましては、東京都、都民及び保護者の責務を明らかにする  
とともに、受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することによりまして、受動  
喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止することを目的としているものです。

資料をおめくりいただきますと、スライドが3つ、1、2、3と次のページにまたがっ  
てございます。これはいずれにつきましても、対象施設がどのような形での対応になるの  
かということに記載しているものでございます。最初のスライドについては、対象施設の  
ポイント、そして施設類型の概要、次のページになりますと類型の中での詳細ということ  
になっております。

最初に、下段の施設類型の概要を御覧いただきたいと思います。条例の対象施設という  
ことで、学校、医療機関、児童福祉施設、行政施設等の第一種施設、そして、それ以外の  
多数の者が利用する第二種施設に区分されます。第一種施設におきましては敷地内禁煙、  
第二種施設においては原則屋内禁煙となっております。

都条例におきましては、国の健康増進法に上乘せをする形で独自の規定を設けておりま  
して、その内容につきまして赤枠で記載をしているところです。まず、小学校、中学校、  
高等学校、保育所、幼稚園におきましては、努力義務ではあるのですがすけれども、屋外に喫  
煙場所を設置することも不可という形になっております。国におきましても、基本的に敷  
地内禁煙ということにはなっておりますけれども、このあたりを明文化したところが都の  
条例の特徴となっております。

飲食店につきましては、報道等で御存知かと思っておりますけれども、健康増進法では客席面  
積が100平米以下で、個人または中小企業が経営している場合は規制の対象外となっ  
ております。しかしながら、都条例におきましては、従業員が仕事をしている場合は規制の  
対象とする。つまり、従業員の健康を守るという視点から、このような規制対象となっ  
ております。従業員を使用していない場合には、禁煙、喫煙、いずれかを選択することがで  
きる形になっております。

続きまして、施設類型（詳細）のスライドを御覧いただきたいと思います。こちらにつ  
きましては、東京都の責務、都民の責務、保護者の責務について、また、その下には喫煙  
する際の配慮義務等について記載をしております。

おめくりいただきますと、条例の施行スケジュールでございます。都、都民、保護者の  
責務につきましては、今年の1月1日付で一部施行ということになっております。また、

学校、病院、児童福祉施設、行政機関等の第一種施設における敷地内禁煙、または店頭表示ステッカーの義務化につきましては9月1日までの間におきまして、東京都の規則で定める日に施行される形になっております。そして、最終的にオリンピックの年になりますけれども、2020年4月1日に条例の全面施行という形で、段階を経ての実施ということで、こういう点においても少し分かりにくい点があると思っているところでございます。

スケジュールについて御説明をいたしました。

その外の資料について、簡単に説明をさせていただきます。

都におきましては、受動喫煙防止対策に関する都民や事業者の方々からお問い合わせをいただいて、それに対応するための各種サービスを実施しているところです。その一つとして、AIチャットボットサービスがございます。パソコンやスマートフォンから質問を入れていただきますと、自動で回答する仕組みでございます。これは既に1月18日から稼働しているところでございますので、ぜひお試しくださいと思っております。

次のページを御覧いただきたいと思えます。こちらは専門アドバイザーによる相談事業となっております。福祉保健局におきましては、これまでも電話による相談対応を行ってきたのですが、喫煙専用室等の設置につきまして、専門的なアドバイスを受けたいという事業者の方などにアドバイザーを派遣いたしまして、施設における実地での助言、調査を行う事業を1月25日から開始しているところでございます。また、裏面には経営上の相談やアドバイスを受けたい飲食店、宿泊施設の方に専門家を派遣する事業も載せております。なお、こちらにつきましては産業労働局で行っている事業でございます。いずれの事業とも相談は無料となっております、1月25日からの開始ということでございます。

最後になります。施設管理者向けの説明会も開催しているところでございます。既に第1回を2月22日に開催しております。お手元でございますのが、第2回の説明会でございます。3月25日開催予定で、飲食店や企業を対象とする説明会でございます。

そのほかに、今後、少し分かりにくい点もあろうかということで、施設管理者向けのハンドブックも出されると聞いているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、都の受動喫煙防止条例の内容及び相談事業について御紹介をさせていただきました。

【石橋部会長】      ありがとうございました。

受動喫煙に関しましては、少しずつではありますけれども、大分進んできたのかなと思

っております。皆さんの御関心も高いところだとは思いますが、ただ今の御報告に関しまして、御質問、御意見は何かございますか。よろしいでしょうか。

東京都医師会では、もちろん尾崎先生がいらっしゃるからですけれども、職員の喫煙をなるべく抑えたいということで、就業時間内の喫煙をやめてもらおうという規則を作ったという話もされております。できれば、そういう形を各企業でもとっていただけると良いなということで、医師会も頑張れよというお話がございました。

ほかに、御質問、御意見はございませんか。

では、特にないようです。

本日は、手島会長にもおいでいただいておりますので、御意見や御助言などいただければと思います。

**【手島委員】** 手島でございます。

今日、会議に出席させていただいて、連携やシステム化というのは言葉では簡単なのですが、内容を詰めていくとなると大変なことがいろいろありますし、難しい面があることを改めて感じました。

以前と比べると、いろいろな関係機関のネットワークであるとか、標準的なツールが大分開発されてきて、標準的なケースについてのトラブルが昔に比べて随分減ったのだろーと思います。私は専門職大学院というところにおりまして、全国のいろいろな職種、いろいろな機関の院生が集まっておりましたので、そこで聞いていた話によると、そういう標準的なシステム化やツールができたおかげで、特殊な事情が重複しているケースについては、かえってそれぞれのところで、それは無理だとか、標準的な対応以外のことをとらないところが出てきて、かえってトラブルや最初から門前払いをされるような難しいケースが、全国的に見ると、なきにしもあらずという実態を耳にしてきました。

今日の皆様方の御議論や御意見をお聞きしていると、この地域では、なぜ連携やシステム化が必要なのか、また、その最終目標は何かということ踏まえて取り組んでおられるということを改めて感じて、ある意味ではものすごく感激したとか、この地域では杓子定規な対応ではない取組が期待できるということを改めて感じました。

そもそもの大目的を、改めてこの中でいろいろ確認していただいて、現場は大変だと思いますけれども、着実にトラブルケースを減らしていただければと感じました。

本日は、どうもありがとうございました。

**【石橋部会長】** 手島会長、ありがとうございました。

これで議事は終了になりますけれども、追加の御意見などはございますか。

よろしいでしょうか。

事務局から何かございますか。

**【井上企画調整課長】** 本協議会の委員の任期についてでございます。

協議会設置要綱の第5におきまして、協議会の委員の任期は2年以内です。ただし、再任を妨げないと定められております。委員の皆様には、本部会を含めまして、協議会に御参画いただきまして、医療・福祉の向上に御尽力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

今回で最後となる委員の方もいらっしゃるかと思っておりますけれども、今後とも圏域の取組に、御理解、御協力を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様、御協力、本当にありがとうございました。

以上です。

**【石橋部会長】** 以上で予定された議事は終了いたしました。

いろいろと貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。拙い司会でしたが時間内に終わりましたので良かったと思います。

今日のお話をまた地元を持ち帰っていただきまして、御参考にしていただきながら、明日からの診療、そして、お仕事に生かしていただければと思います。

活発に御議論いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

**【田村歯科保健担当課長】** 石橋部会長、ありがとうございました。皆様も、長時間に亘り、御討議していただきましてありがとうございました。

本日の御意見を基に、今後、保健所において実施しております様々な事業にできる限り反映させていただくとともに、関係機関、団体との連携も、より一層強化してまいりたいと考えております。また、本日御討議いただきました議事につきましては、平成31年度に開催いたします地域保健医療協議会の親会に報告させていただきます。

それでは、これもちまして平成30年度地域医療システム化推進部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会：午後2時40分